

奈良市公報

第 2 4 1 号

平成21年 2月 1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規 則

- 奈良市総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1
- 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1
- 奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則…… 7
- 奈良市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則…………… 7

告 示

- 奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者の指定………… 7
- 住居番号の設定…………… 7
- 都市景観形成建築物等の指定…………… 7
- 放置自転車等の保管…………… 8
- 放置自転車等の処分…………… 8
- 放置自転車等の保管…………… 8
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 8
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出…………… 9
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 9
- 放置自転車等の保管…………… 9
- 新設の事業計画のある道路の指定…………… 9
- 建築基準法第42条第2項の規定に基づく道路の指定の取消し…………… 9
- 一般競争入札の実施…………… 9
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（6件）…10
- 放置自転車等の保管……………11
- 平成20年度市・県民税納税通知書の公示送達……………11

監 査

- 地方自治法第199条第7項の規定による監査の実施結果……………12
- 定期監査の実施結果……………16

公 営 企 業

- 一般競争入札の実施……………18

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催……………19

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集……………19

規 則

奈良市総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 1月 8日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第1号

奈良市総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市総合福祉センター条例施行規則（昭和59年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第4章を次のように改める。

第4章 削除

第11条 削除

別記第7号様式及び第8号様式を次のように改める。

第7号様式及び第8号様式 削除

附 則

この規則は、平成21年 2月 1日から施行する。

（平成21年 1月 8日揭示済）

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 1月 8日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第2号

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則（平成15年奈良市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び休所日」及び「し、又は休所」を削り、同条各号を次のように改める。

(1) 通常保育

ア 小学校の授業のある日 放課後から午後5時まで

イ 小学校の授業のない日 午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日（小学校の夏期休業日及び冬期休業日の期間中の日並びに春期休業日の期間の開始日から入学式の前日までの期間中の日を除く。）は、午前9時から午後3時まで

(2) 延長保育 前号に掲げる開所時間以後の時間において市長が別に定める時間（月曜日から金曜日までの日に限る。）

第2条に次の1項を加える。

2 バンビーホームの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時に休所することがある。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）
に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

第3条第2項中「後段」を「前段」に、「承認を」を「転所の承認を」に改め、同条に次の1項を加える。

3 条例第4条第1項後段の規定による延長保育の利用の承認を受けようとする者は、奈良市バンビーホーム延長保育利用申請書（別記第1号様式の2。以下「延長保育利用申請書」という。）に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 就労証明書、医師の診断書その他延長保育の実施時間において児童を監護できないことを証明する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

第4条中「(別記第1号様式の2)」を「(別記第1号様式の2の2)」に改める。

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、減免の理由となる事実が市の公簿等により確認できるときは、その添付書類を省略することができる。

第6条第1項第2号を次のように改める。

(2) 延長保育の利用を中止するとき 奈良市バンビーホーム延長保育利用中止届（別記第3号様式の2）

第6条第1項に次の1号を加える。

(3) 入所承認申請書又は延長保育利用申請書の内容に変更が生じたとき 奈良市バンビーホーム入所（転所）承認申請書等記載事項変更届（別記第4号様式）

第6条第2項中「前項第2号」を「前項第3号」に改める。

別記第1号様式中「氏名 ㊦」を「氏名 ㊦」に、「バンビーホームに」を「バンビーホームに」に、「申請します」を「申請します」に改め、「詳細に」の前に「療育手帳又は身体障害者手帳交付の有無、特別支援学級の在籍等」を加える。

別記第1号様式の2を別記第1号様式の2の2とし、同様式の前に次の1様式を加える。

第1号様式の2 (第3条・第6条関係)

奈良市バンビーホーム延長保育利用申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 住所
氏名 ④
電話

次のとおり、バンビーホームの延長保育を利用したいので申請します。

希望バンビーホーム名			
ふりがな		性別	学年
児童氏名		男・女	年
申請理由			
緊急時の連絡先	続柄	氏名	住所
			電話番号
延長保育時間	午後 時 分 まで		
迎えの予定時刻	午後 時 分		
迎えに来る 保護者等	続柄	氏名	

添付書類

- 1 就労証明書、医師の診断書その他延長保育の実施時間において児童を監護できないことを証明する書類
- 2 その他市長が必要と認める書類

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式(第5条関係)

奈良市バンビーホーム児童育成料減免申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 住所
氏名 ⑧
電話

次のとおり、バンビーホームの児童育成料の減免を受けたいので申請します。なお、減免認定のために必要があるときは、生活保護若しくは中国残留邦人等支援給付の有無又は世帯の所得の状況について市長が調査することを承諾します。

バンビーホーム名		
児童氏名	学年	
	年	
	年	
減免理由	添付書類	
1 生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている世帯	1 生活保護証明書又は中国残留邦人等支援給付に係る証明書	
2 市民税非課税世帯	2 市民税非課税証明書	
3 その他 (理由を詳しく記入してください。)	3 その他 (書類名を記入してください。)	

(注) 減免理由及び添付書類欄は、該当する番号に○を付けてください。

別記第3号様式中「氏名」を「氏名 電話」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。
第3号様式の2（第6条関係）

年 月 日

奈良市バンビーホーム延長保育利用中止届

(あて先) 奈良市長

届出者 住所
氏名
電話

次のとおり、バンビーホームの延長保育の利用を中止したいので届け出ます。

バンビーホーム名	
児童氏名	
学 年	年
利用中止年月日	年 月 日
利用中止理由	

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式(第6条関係)

年 月 日

奈良市バンビーホーム入所(転所)承認申請書等記載事項変更届

(あて先) 奈良市長

届出者 住所

氏名

印

電話

次のとおり、入所承認申請書又は延長保育利用申請書の内容に変更がありましたので届け出ます。

バンビーホーム名		
児童氏名	学年	
	年	
	年	
	年	
変更事項	変更前	変更後

添付書類 変更の内容を証する書類

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3条から第5条まで及び別記第1号様式の改正規定、別記第1号様式の2を別記第1号様式の2の2とし、同様式の前に1様式を加える改正規定、別記第2号様式及び別記第3号様式の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成21年1月8日揭示済)

奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年1月8日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第3号

奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市営住宅条例施行規則(昭和61年奈良市規則第14号)

の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「第22条第2項」を「第22条第3項」に改める。

第14条第1項中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

別記第12号様式中「第22条第2項」を「第22条第3項」

に、「奈良市長 氏 名 様」を「(あて先) 奈良市長」に改める。

別記第13号様式中「第23条」を「第23条第1項」に、「奈良市長 氏 名 様」を「(あて先) 奈良市長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市営住宅条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成21年1月8日揭示済)

奈良市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年1月8日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第4号

奈良市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市消防団の組織等に関する規則(平成12年奈良市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

消防団に消防団本部及び方面隊を置き、消防団本部に広報指導分団を、方面隊に分団(広報指導分団を除く。次項において同じ。)を置く。

第6条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 広報指導分団の業務に関すること。

別表第2 消防団本部の項を次のように改める。

消防団本部	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	1	4	8						13
広報指導分団				1	1	2	2	34	40

別表第2計の項中「21」を「22」に、「28」を「29」に、「66」を「68」に、「81」を「83」に、「751」を「785」に、「960」を「1,000」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(平成21年1月8日揭示済)

告 示

奈良市告示第1号

奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則(平成17年奈良市規則第51号)第4条第1項の規定により奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者を指定したので、同規則第10条の規定により次のとおり公示します。

平成21年1月5日

奈良市長 藤原 昭

名称	代表者氏名	所在地	指定日
イワオ産業株式会社	代表取締役 大上 巖	奈良県奈良市五条畑1丁目19番12号	平成20年 12月26日

(平成21年1月5日揭示済)

奈良市告示第2号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成21年1月5日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成21年1月5日揭示済)

奈良市告示第3号

奈良市都市景観条例(平成2年奈良市条例第12号)第14条第1項の規定により都市景観形成建築物等の指定をしたので、同条第6項及び奈良市都市景観条例施行規則(平成2年奈良市規則第21号)第8条の規定により次のとおり告

示します。

平成21年1月6日

奈良市長 藤原 昭

名 称	近田邸
所 在 地	奈良市鶴町19番地1
概 要	つし2階形式 桁行 20.42m 梁間 6.82m

(平成21年1月6日揭示済)

奈良市告示第4号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年1月9日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成21年1月9日
- 移動対象区域
近鉄西大寺駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 連絡先
奈良市民生活部市民安全室市民安全課
電話0742-34-1111代表

(平成21年1月9日揭示済)

奈良市告示第5号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成21年1月9日

奈良市長 藤原 昭

- 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 処分年月日
平成21年1月23日
- 処分対象自転車等の移動年月日
平成20年10月9日、同月10日、同月14日から同月16日まで、同月20日、同月21日、同月23日、同月24日、同月30日及び同月31日

(平成21年1月9日揭示済)

奈良市告示第6号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年1月13日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成21年1月13日
- 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成21年1月13日揭示済)

奈良市告示第7号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成21年1月14日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日

喜多野医院	奈良県奈良市中筋町26	平成20年 12月31日
ヒカリ薬局	奈良県奈良市西大寺南町2 番41-107	平成20年 12月14日

(平成21年1月14日揭示済)

奈良市告示第8号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成21年1月14日

奈良市長 藤原 昭

	名称	所在地	変更年月日
旧	薬局タケダ 神殿店	奈良県奈良市神殿町 297-2	平成20年 12月1日
新	さくら薬局奈良神殿店	奈良県奈良市神殿町 297-2	

(平成21年1月14日揭示済)

奈良市告示第9号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年1月14日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
喜多野医院	奈良県奈良市中筋町26	平成21年 1月1日
ヒカリ薬局	奈良県奈良市尼辻北町8 -21	平成20年 12月15日

(平成21年1月14日揭示済)

奈良市告示第10号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年1月14日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年1月14日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年1月14日揭示済)

奈良市告示第11号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり指定したので告示します。

平成21年1月14日

奈良市長 藤原 昭

1 指定年月日

平成21年1月14日

2 指定した道路の名称又は種類

(1) 都市計画道路3・4・105平城学園前線

(2) あやめ池土地区画整理事業による事業計画道路

3 指定した道路の区域

別図のとおり

別図省略

(平成21年1月14日揭示済)

奈良市告示第12号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく道路の指定を次のとおり取消したので告示します。

平成21年1月14日

奈良市長 藤原 昭

1 指定取消し年月日

平成21年1月14日

2 指定取消した道路の区域

別図のとおり

別図省略

(平成21年1月14日揭示済)

奈良市告示第13号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成21年1月15日

奈良市長 藤原 昭

1 入札に付する事項

道路改良工事（荻町地内・杣の川線）ほか22件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 平成20年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)又は建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
 - (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を含める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
 - (2) 場所
告示日から平成21年1月20日までは閲覧コーナー、同月21日以降は監理課窓口
- 4 入札の場所
奈良市役所入札室
- 5 入札の日時
別表のとおり
- 6 入札保証金に関する事項
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
- 7 郵便入札に関する事項
 - (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
 - (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり
 - (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
 - (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 - ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
 - エ 入札書に記名押印のない入札
 - オ 入札金額を訂正した入札
 - カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書
 - ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札
- 8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成21年1月20日まで(奈良市の休日を含める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

- 9 入札参加資格の審査及び決定
 - (1) 審査機関
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
 - (2) 入札参加者の決定通知
平成21年1月21日までに入札参加申請者に通知します。
- 10 その他
 - (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
 - (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
 - (3) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部監理課
電話 0742-34-4743

別表省略
(平成21年1月15日揭示済)

奈良市告示第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により桃香野自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成21年1月15日

奈良市長 藤原 昭

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	安場喜明 奈良市月ヶ瀬桃香野 4876番地	上久保雅博 奈良市月ヶ瀬桃香野 4468番地

2 変更の年月日

平成21年1月1日

(平成21年1月15日揭示済)

奈良市告示第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により石打自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成21年1月15日

奈良市長 藤原 昭

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	上田均 奈良市月ヶ瀬石打914番地の3	高嶋和美 奈良市月ヶ瀬石打443番地

- 2 変更の年月日
平成21年1月1日
(平成21年1月15日揭示済)

奈良市告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により嵩自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成21年1月15日
奈良市長 藤原 昭

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	福西浩二 奈良市月ヶ瀬嵩279番地	今中武臣 奈良市月ヶ瀬嵩287番地

- 2 変更の年月日
平成21年1月1日
(平成21年1月15日揭示済)

奈良市告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により尾山自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成21年1月15日
奈良市長 藤原 昭

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	東口清克 奈良市月ヶ瀬尾山1991番地	亀澤素明 奈良市月ヶ瀬尾山23番地の5

- 2 変更の年月日
平成21年1月1日
(平成21年1月15日揭示済)

奈良市告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により月瀬自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成21年1月15日
奈良市長 藤原 昭

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	今井利樹 奈良市月ヶ瀬月瀬461番地	徳田和則 奈良市月ヶ瀬月瀬447番地の2

- 2 変更の年月日
平成21年1月1日
(平成21年1月15日揭示済)

奈良市告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により長引自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成21年1月15日
奈良市長 藤原 昭

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	中村好宏 奈良市月ヶ瀬長引196番地	福永三知 奈良市月ヶ瀬長引294番地

- 2 変更の年月日
平成21年1月1日
(平成21年1月15日揭示済)

奈良市告示第20号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年1月15日
奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
2 移動年月日
平成21年1月15日
3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成21年1月15日揭示済)

奈良市告示第21号

平成20年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の

2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成21年1月15日

奈良市長 藤原 昭

1 この通知書の発送年月日	平成21年1月15日
2 送達を受けるべき者	別紙のとおり

別紙省略

(平成21年1月15日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成21年1月5日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中和田 守
同 三浦 教次
同 大橋 雪子

1 監査対象

株式会社都祁総合開発

2 監査期間

平成20年10月6日～同年12月25日

3 監査方法

平成19年度の出納その他の事務について、決算報告書等あらかじめ求めた資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査・照合を行う方法で実施した。

4 監査結果

事務及び事業の一部において、改善を要する事例及び要望する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

(1) ㈱都祁総合開発の資本金の額は、1億2,000万円である。

法人事業税については資本金の額が1億円を超えると「所得割、付加価値割、資本割」の区分で課税される。一方、資本金の額が1億円以下であると、「所得割」でのみ課税される。

次に、法人市県民税の均等割(従業員数50人以下の場合)についても同様に、資本金の額が1億円を超える場合と1億円以下である場合とでは納税額が異なる。

また、役員変更登記を申請するに際しても、登録免許税法別表一・二十四(一)カにより資本金の額が1億円を超えると申請件数1件につき3万円納付しなけ

ればならないが、資本金の額が1億円以下であれば申請件数1件につき1万円ですら足りる。

このような状況を鑑みると、会社設立の経緯も考慮した上で、資本金を1億円以下にするという経営判断も前向きに検討されたい。

(2) ㈱都祁総合開発は、株主総会の承認を得た計算書類(貸借対照表またはその要旨)の公告義務が会社法上あるにもかかわらず公告を怠っている。

会社法第440条第1項では、原則として株式会社は定時株主総会終了後、遅滞なく貸借対照表又はその要旨を定款に定めた公告方法により公告しなければならないと規定されており、㈱都祁総合開発が定款で定めた公告方法は、官報に掲載する方法であるため少なくとも貸借対照表の要旨は公告する義務がある。

法の規定に則った適正な処理をされたい。

なお、経費面を考慮すると安価にホームページ上で公告することができる電子公告による方法に変更することも今後の課題ではないかと思われる。

(3) 都祁温泉フィットネスバードでは、ポイントカードが会員に発行されており、会員が10回利用すると2回無料(入湯税も免除)で利用できることになっている。

奈良市温泉施設条例第5条第2項において、利用料金はフィットネスバードにあっては別表第2に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする、と規定されているにもかかわらず、市長の承認を得ずにポイントカードが発行されていた。

同条例に則った適正な事務手続きをされたい。

(4) 都祁温泉フィットネスバードでは、利用客の増加を図るため、都祁高原マラソン参加者割引券及び農業交流体験事業参加者割引券を発行している。この割引券を利用して入浴された場合、業務報告書には通常の利用区分枠とは別に割引券利用枠を設けて集計すべきところ、そのように集計されていなかった。

今後は、利用実態に沿った業務報告書を作成されたい。

(5) 旧都祁村時代に作成された販売用入浴券と無料入浴券が事務所で保管されているが、保管が適切ではなかった。

以前に作成された入浴券は一旦すべて廃止し、必要な時に再度作成されたい。

(6) 有形固定資産の継続的な減価償却が行われていなかった。

法人税法上は任意償却となっているものの、国が定める会社計算規則及び企業会計原則などの会計上の基準から見ても不適切な会計処理と言えるため、償却可能な固定資産の減価償却は、每期継続して規則的な償却を行われたい。

(7) 経営分析

(18は平成18年度、19は平成19年度)

ア 投資効率

事業に投資した全ての資産に対して年間何%の利益を得ることができたかを見る視点であり、「総資本経常利益率」を用いて効率的な経営がされているかどうかを判断する。一般的に5%以上が理想値とされている。

$\text{総資本経常利益率} = \text{経常利益} / \text{総資本} \times 100 (\%)$

⑱ 1,193,200円 / 121,750,387円 × 100 = 0.98%

⑲ △3,160,146円 / 115,513,288円 × 100 = △2.74%

⑱に比較して⑲は数値が低下している。この原因は経常利益が減少しているためであり、これを増加させる必要がある。そのためには、前期に比べて565万5千円減少した温泉事業収入を増加させる経営努力が必要である。

イ 収益力

会社の儲ける力を測る指標として「売上高経常利益率」を見る。収益性を見るときに「売上高経常利益率」は非常に重要な数値であり一般的に5%以上は欲しい数値と言われている。

$\text{売上高経常利益率} = \text{経常利益} / \text{売上高} \times 100 (\%)$

⑱ 1,193,200円 / 107,661,399円 × 100 = 1.11%

⑲ △3,160,146円 / 100,491,795円 × 100 = △3.14%

以上の数値から(株)都祁総合開発の収益力は弱いと判断できる。前述のとおり、経常利益を増加させることが肝要であり温泉事業収入の増加を図らねばならない。

ウ 効率性

会社の資産が効率的に有効利用されているかをチェックする視点であり、「総資本回転率」(年間に総資本の何倍売ったかを見る指標)を用いる。

$\text{総資本回転率} = \text{売上高} / \text{総資本} (\text{回})$

⑱ 107,661,399円 / 121,750,387円 = 0.88回

⑲ 100,491,795円 / 115,513,288円 = 0.87回

わずかではあるが数値が下がっており、売上高の増加が課題と言える。

エ 健全性

支払能力や資金調達のバランスをチェックするため、「流動比率」で短期的な支払能力を、「自己資本比率」で財務状態(健全性)を見る。

$\text{流動比率} = \text{流動資産} / \text{流動負債} \times 100 (\%)$

⑱ 117,396,659円 / 7,802,767円 × 100 = 1,504.55%

⑲ 111,159,560円 / 5,022,314円 × 100 = 2,213.31%

この指標は120~150%は欲しい数値とされているが、理想値をはるかに超える数値であるため、支払能力は十二分にあると判断されるが、事業規模に見合った流動比率にすることも今後の課題であると言える。

$\text{自己資本比率} = \text{自己資本} / \text{総資本} \times 100 (\%)$

⑱ 113,947,620円 / 121,750,387円 × 100 = 93.59%

⑲ 110,490,974円 / 115,513,288円 × 100 = 95.65%

この数値は高いほど良く一般的には40%は欲しい数値と言われている。よって(株)都祁総合開発の財務状態は健全であると判断できる。

以上の経営分析から判断すると、(株)都祁総合開発の短期的な支払能力並びに財務状態は良好であるが、その反面、収益性が極めて脆弱であると言える。

奈良市が100%出資する団体とは言うものの、営利追求を使命とする株式会社として、また市民の健康増進を存立目的とする独立企業として、将来的には市からの委託料に依存することなく、本来の事業収入である温泉収入の増加に向け、利用客を増やし営業収益を獲得するよう努力されたい。

今後は明確な経営戦略を立て、必要な経費は積極的に事業に投入すべきであるし、事業展開上において必要な資金は会社法上可能な方策で調達し、経常利益の増加を図ることに全力を尽くすべきと料する。

(参考)

株式会社の概要

1 設立年月日

平成6年1月26日

2 事業内容

温泉浴場の運営管理

健康トレーニング施設の運営

プールやサウナの運営

3 年間利用者数

	平成19年度	平成18年度
年間利用者数	90,392人	97,522人

4 株式の状況

(1) 会社が発行する株式の総数 9,600株

(2) 発行済み株式の総数 2,400株

(3) 当期末株主数 1名(奈良市)

5 役員数及び従業員数(平成20年3月31日現在)

取締役 4名

監査役 1名

従業員 2名

6 営業年度

毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

7 決算状況

決算状況は次のとおりである。

比較貸借対照表

(単位:円)

科 目	金 額	
	平成19年度末	平成18年度末

資産の部		
I 流動資産	111,159,560	117,396,659
預金・現金	110,020,781	114,871,532
売掛金	84,249	102,916
たな卸資産	1,052,730	2,422,211
未収入金	1,800	0
II 固定資産	4,353,728	4,353,728
有形固定資産	4,047,968	4,047,968
建物	315,955	315,955
構築物	1,113,919	1,113,919
機械・装置	273,000	273,000
工具・器具・備品	2,345,094	2,345,094
無形固定資産	305,760	305,760
電話加入権	305,760	305,760
III 繰延資産	0	0
資産の部 合計	115,513,288	121,750,387
負債の部		
I 流動負債	5,022,314	7,802,767
未払金	3,677,141	6,219,956
未払法人税等	296,500	296,500
未払消費税等	663,500	863,700
預り金	385,173	422,611
II 固定負債	0	0
負債の部 合計	5,022,314	7,802,767
純資産の部		
I 株主資本	110,490,974	113,947,620
資本金	120,000,000	120,000,000
利益剰余金	△9,509,026	△6,052,380
その他利益準備金	△9,509,026	△6,052,380
繰越利益剰余金	△9,509,026	△6,052,380
II 評価・換算差額等	0	0
III 新株予約権	0	0
純資産の部 合計	110,490,974	113,947,620
負債・資産の部 合計	115,513,288	121,750,387

比較損益計算書

(単位：円)

科 目	金額	
	平成19年4月から 平成20年3月まで	平成18年4月から 平成19年3月まで
I 売上高	100,491,795	107,661,399
温泉事業収入	54,866,789	60,522,135
物品販売収入	1,701,759	2,009,937
テナント収入	2,140,341	1,621,998
業務委託収入	41,782,906	43,507,329
II 売上原価	16,213,616	15,277,188
期首たな卸高	2,422,211	2,568,841
商品仕入高	1,375,851	1,413,945
業務委託費	13,468,284	13,314,142
仕入高	0	402,471

合計	17,266,346	17,699,399
期末たな卸高	1,052,730	2,422,211
売上総利益	84,278,179	92,384,211
Ⅲ販売費及び一般管理費	87,994,822	91,466,425
販売費・一般管理費	87,994,822	91,466,425
営業利益(損失)	△ 3,716,643	917,786
Ⅳ営業外収益	556,497	275,414
受取利息割引料	439,449	41,149
雑収入	117,048	234,265
Ⅴ営業外費用	0	0
経常利益(損失)	△ 3,160,146	1,193,200
Ⅵ特別利益	0	0
Ⅶ特別損失	0	0
税引前当期純利益(損失)	△ 3,160,146	1,193,200
法人税、住民税及び事業税	296,500	297,300
当期純利益(損失)	△ 3,456,646	895,900

財 産 目 録

平成20年3月31日現在

(単位：円)

科 目	明 細	合 計
(流動資産)		(111,159,560)
現 金		920,000
預 金		109,100,781
	普通預金	23,186,572
	南都銀行名阪針支店	6,587,614
	奈良県農業協同組合都祁支店	16,598,958
	定期預金	85,914,209
	奈良県農業協同組合都祁支店	85,914,209
売 掛 金		84,249
	自動販売機設置手数料	84,249
未 収 入 金		1,800
	行政財産利用料	1,800
棚 卸 資 産		1,052,730
	商品	469,792
	貯蔵品	582,938
(固定資産)		(4,353,728)
有形固定資産		4,047,968
建物付属設備		315,955
	冷暖房機	315,955
構 築 物		1,113,919
	芝生及び緑化施設	601,919
	休憩所階段パネル工事	512,000
機械及び装置		273,000
	中央監視用UPS装置	273,000
器具及び備品		2,345,094
	貴重品ロッカー	103,902
	分煙テーブル	298,000
	ワイヤレスマイク	8,152
	財務パソコン	27,232
	冷水機(男子露天風呂)	28,277
	冷水機(女子露天風呂)	30,124

無形固定資産 電話加入権	冷水機	78,311	
	乾燥機	52,277	
	冷凍庫	120,191	
	3階レストラン用冷凍庫	133,959	
	電話設備	29,159	
	レストランつげ サイドボード	120,010	
	座卓	387,486	
	テーブルセット	85,922	
	レストランメニューサンプルケース	164,647	
	エアロビクス用マイク	160,159	
	3階休憩室用テレビ	295,238	
	座布団	62,705	
	券売機	11,813	
食器	119,003		
食器	28,527		
電話加入権		305,760	305,760
資産合計			115,513,288
(流動負債)			(5,022,314)
未払金			3,677,141
未払法人税等	燃料代他	3,677,141	
未払消費税	未払法人税納付分	296,500	296,500
預り金	未払消費税納付分	663,500	663,500
	入湯税他	385,173	385,173
負債合計			5,022,314
差引正味財産			110,490,974

(平成21年1月5日揭示済)

奈良市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。
平成21年1月5日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中和田 守
同 三浦 教次
同 大橋 雪子

1 監査対象

市民生活部 病院事業課(診療所含む)
市民安全室 危機管理課 市民安全課
月ヶ瀬行政センター 庶務課 住民課
都祁行政センター 庶務課 業務課 住民課
市民活動部 地域活動推進課(東寺林連絡所含む)
スポーツ課(南部体育館、青少年野外活動センター含む。)

人権文化推進室

人権施策課

中央図書館 西部図書館 北部図書館

(教育委員会)

教育総務部

教育企画課 文化財課(埋蔵文化財調査センター含む。)

学校教育部

学務課(給食センター含む。)

人権教育課 青少年指導課

高等学校

一条

中学校

田原 伏見 富雄南 平城東

小学校

田原 大安寺 登美ヶ丘 富雄北 朱雀 東市 鼓阪 椿井 佐保川 六郷

幼稚園

田原 大安寺 登美ヶ丘 富雄北 朱雀 佐紀 東市 鼓阪

(消防局)

災害対策室

消防課 指令課

2 監査期間

平成20年10月20日～同年12月25日

3 監査方法

平成20年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成20年9月末日現在の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査・照合を行う方法で実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例及び要望する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

市民生活部

病院事業課

- (1) 市立奈良病院の医業収益における過年度分の未収額は、監査時において増加している。

平成19年度決算審査意見書でも述べたところであるが、医業収益は、社団法人地域医療振興協会との覚書等に基づき、未収額を含めて全額協会に支出している。未収額を含めた支払方法については、協会と協議し検討されたい。また、負担の公平を期するとともに収入の確保を図るためにも今後とも一層の徴収努力を要望する。

- (2) 月ヶ瀬診療所において、医薬品が1社からの見積書で購入できる20万円未満の伝票に分けて発注されていた。医薬品については、毎年度当初に病院事業課で見積り合わせ(単価)が行われ、その単価で購入することになっていたが、今年度については8月まで行われなかったためである。

来年度以降は年度当初から契約されたい。

- (3) 医用画像診断処理機保守点検委託において、契約書に規定する「別に定める仕様書」が作成されていなかった。

仕様書も契約書の一部と考えられるので、適正に契約事務を執行されたい。

- (4) 休日夜間応急診療所業務委託において、1,000万円以上の委託契約であるにもかかわらず、予定価格決定者が病院事業課長になっていた。

平成12年8月31日付奈総監第915号「予定価格及び最低制限価格の設定に関する事務の取扱内規の改正について(通知)」によると、1件の見積金額が1,000万円以上の委託契約の予定価格決定者は次長職以上の者と定められている。

決定権限のある次長職以上の職員による予定価格調書を作成されたい。

- (5) 月ヶ瀬診療所において、1階の一部を歯科医師に歯科業務用として、また2階を診療所長の居宅としての使用を年度当初に更新許可しているが、監査時において、調定されていなかった。

奈良市会計規則第11条に基づき、納入すべき金額を確認したときは、調定票により調定し、納入通知書で納入義務者に通知されたい。

また、2階については、奈良市職員公舎管理規則に則った事務処理をされたい。

市民安全課

財団法人奈良市駐車場公社借入金利子補給金において、要領が策定されておらず、またチェックシートによる自己分析及び法令遵守監察監の合議もされていなかった。

平成20年3月10日付奈総文第14号「補助金の適正な交付及び執行について(通知)」に則り適正に事務処理されたい。

月ヶ瀬行政センター

庶務課

- (1) 簡易水道使用料の滞納繰越分の収入未済額について、平成19年度決算審査意見書でも述べたところであるが、今後とも徴収率の向上に取り組まれるとともに、収入未済額に対する徴収体制の強化に努められるよう要望する。

- (2) 奈良市簡易水道(月ヶ瀬給水区域)水道施設巡回点検業務委託において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約されているが、随意契約する理由がないので競争入札されたい。

都祁行政センター

業務課

簡易水道使用料の滞納繰越分の収入未済額について、平成19年度決算審査意見書でも述べたところであるが、今後とも徴収率の向上に取り組まれるとともに、収入未済額に対する徴収体制の強化に努められるよう要望する。

市民活動部

スポーツ課

奈良市体育協会に係る事業運営補助金及び社会体育関係団体に係る事業補助金の要領が策定されているが、要領からは補助対象経費が把握しにくい記載内容になっていた。

補助対象経費が的確に把握できるよう、要領の見直しを検討されたい。

人権施策課

- (1) 回収管理組合返戻金(住宅新築資金等貸付金)の滞納繰越分の収入未済額は、多額となっている。

住宅新築資金等貸付金の未収債権の移管先である奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合に徴収強化を要望されたい。

- (2) 生業資金貸付金の滞納繰越分の収入未済額は、平成元年度から徴収されておらず金額の変更がない。また、制度自体も平成8年度末をもってすでに廃止されているので、追跡調査及び分析

を徹底的に行い、やむを得ない場合には法に基づき処分することも検討されたい。

教育委員会
教育総務部
文化財課

- (1) 史跡朱雀大路跡樹木管理委託、史跡朱雀大路跡樹木及び芝生灌水作業委託並びに史跡朱雀大路跡芝生管理委託における見積り合わせにおいて、いずれも予定価格及び最低制限価格の基礎となる設計書が作成されておらず、また最低制限価格も設定されていなかった。

平成20年1月28日付奈建技第14号「奈良市建設工事等随意契約要領の運用について(通知)」に則り事務処理をされたい。

- (2) 三陵墓古墳群史跡公園管理委託において、近隣者であり精通しているという理由で東地区、西地区共にそれぞれ個人と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約されている。

個人と随意契約する理由がないため、委託契約先を検討されたい。

学校教育部
学 校 ・ 園

各学校の施設修繕(50万円未満)において、写真や施設修繕検収書からは、施工箇所数や施工範囲の全容が把握できにくいものが見受けられた。

一例として、「職員室カーテンレール修理一式」として修繕が実施された事例で、一部分しか完了写真がなかったが、実際は全面的レールを修理されていたものがあつた。

検収にあたっては、写真や検収書の記載で修繕の全容が把握できるよう注意されたい。

一条高等学校

一条高等学校には、招致外国青年(外国語指導助手)が勤務しており、外国語を指導している。毎週水曜日(学校教育課の勤務計画による)は他校で外国語の指導を行っているにもかかわらず、市内旅行命令簿には旅行の命令がなく旅費も支給されていなかった。

奈良市の招致外国青年就業規則第9条第1項において、招致外国青年が他校へ市内出張するときは、一般職に属する職員の例により旅費を支給する、と規定されている。

招致外国青年を他校へ市内出張させる場合は、必ず市内旅行命令簿により命令手続きされたい。
(平成21年1月5日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第1号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施

行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成21年1月15日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

- 1 入札に付する事項
舗装工事、市内右京三丁目地内ほか6件(工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 平成20年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
 - (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
 - (2) 場所
水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー
- 4 入札の場所
水道局4階 大会議室(北側)
- 5 入札の日時
別表のとおり
- 6 入札保証金に関する事項
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
- 7 郵便入札に関する事項
 - (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
 - (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日
 - (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
 - (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

- ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- エ 入札書に記名押印のない入札
- オ 入札金額を訂正した入札
- カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成21年1月20日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成21年1月21日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

（平成21年1月15日揭示済）

教育委員会

奈良市教育委員会告示第1号

平成21年1月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成21年1月8日

奈良市教育委員会

委員長 冷水 毅

1 日時

平成21年1月13日（火）

午前10時00分から

2 場所

奈良市役所北棟3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

- (1) 奈良市立富雄南幼稚園の認定こども園への認定申請について
 - (2) 平成20年度全国学力・学習状況調査分析結果について
- 議事
- 議案第40号 奈良市教育委員会施策評価委員の委嘱について
- 議案第41号 奈良市立図書館協議会条例の制定について
- 議案第42号 奈良市指定文化財について
- その他
- 教育委員会の後援・共催にかかる事業について 1月～2月
- 傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、定員5名になり次第締め切ります。

（平成21年1月8日揭示済）

農業委員会

奈良市農業委員会告示第1号

奈良市農業委員会平成21年1月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成21年1月6日

奈良市農業委員会

農地部長 徳西利和

記

1 日時

平成21年1月14日（水） 午後2時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地法施行規則第5条第1号に該当する転用の届出について
- (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (5) 農地法第20条第6項の規定による通知の受理について
- (6) 水田利用転換届出について
- (7) 水田・畑地造成形質変更届出について
- (8) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあせん結果について
- (9) 許可・受理の取消しについて
- (10) 知事許可について（12月許可分）

（平成21年1月6日揭示済）

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。